

50歳以上
対象

たいじょう ほうしん

带状疱疹ワクチン接種費用を 助成します

市民の带状疱疹の発症及び重症化の予防のため、带状疱疹ワクチンの接種費用の一部を助成します。

接種については、かかりつけ医にご相談のうえ、効果や副反応等のリスクを確認し、接種するか判断してください。



1. 対象となる予防接種

令和5年4月1日以降に接種した带状疱疹ワクチン予防接種

※接種日によって助成方法が異なりますので、裏面を確認してください。

2. 対象者

次の①～③の全てに該当する人

① 接種日に魚沼市に住民登録がある人

(令和5年9月30日までに接種された場合は、申請日においても魚沼市に住民登録がある人)

② 接種日に満50歳以上である人

③ 過去に带状疱疹ワクチンの予防接種費用の助成を受けたことがない人

3. 対象ワクチン及び助成内容

带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種方法や回数、接種費用等に違いがありますので、かかりつけの医療機関等へご相談ください。

ワクチンの種類	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
持続性	5年程度	9年以上
接種費用	医療機関により異なります	
接種及び助成回数	【1回】	【2回】 (2回目は1回目の接種から2か月の間隔をあけて、遅くとも6か月後までに接種してください) 1回目 → → → 2回目 2か月あける
1回あたりの助成金額 及び医療機関窓口で 支払う接種費用	医療機関の設定料金－助成額 (2,000円) =自己負担額	医療機関の設定料金－助成額 (10,000円) =自己負担額

(厚生労働省ワクチン分科会資料、ワクチン取扱説明書、添付文書より)

※助成を受けられるのは、生涯でいずれかのワクチン1セットのみ。次回以降の接種を希望する場合、全額自己負担となります。

4. 助成の流れ

接種時期等により下記 (1)～(3) いずれかの方法で申請してください。

(1) 令和5年10月1日以降、市内の実施医療機関で受ける場合



(2) 令和5年10月1日以降、市外の医療機関で受ける場合

- ①接種にかかった費用を医療機関窓口で一旦全額支払います。
- ②下記の必要書類を健康増進課に提出してください。 ※申請期限 接種後6か月以内

(3) 令和5年4月1日～9月30日の間に接種した場合

下記の必要書類を健康増進課に提出してください。確認後、助成金額をお支払いします。
※申請期限 令和6年3月29日(金)

(2)・(3) の場合の 必要書類

※10月2日(月)から受付を開始します。

- 魚沼市任意予防接種費用助成申請書
(健康増進課窓口または市ホームページから取得してください。)
- 医療機関の領収書と明細書
(金額と接種したワクチンの種類が分かる書類)
- 振込先口座の確認ができる通帳等の写し

《健康被害救済制度》

帯状疱疹の予防接種は、任意接種です。万が一、予防接種により、入院治療が必要となった場合または障害が残るなどの健康被害が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品副作用被害救済制度」による医療費等の給付が受けられる場合があります。

相談窓口 フリーダイヤル **0120-149-931** / 月～金 (祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

「副作用・救済」、または「PMDA」 **検索**

問い合わせ

魚沼市役所 健康増進課 TEL 025-792-9763

